

(様式1-2)

白河市

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期:

平成24年10月

設置の有無:

有

平成25年6月時点

(單位:千元)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	総交付対象 事業費 (注3)	うち、特定市町 村又は特定都 道県以外の者 が負担する額を 減じた額	各年度の交付対象事業費（注4）					全体事業費 (注5)	全体事業 期間 (注6)	備 考(注7)	
									平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				
1	C - 9 - 1	地域コミュニティ集会所緊急整備事業	(白河市) 久保地区 集会所	市	市	直接	(26,000) 0 <26,000>	(26,000) 0 <26,000>		(26,000) <26,000>		<0>		<0>	26,000	24 ～ 24	
2	C - 9 - 2	地域コミュニティ集会所緊急整備事業	(白河市) 小丸山地区 集会所	市	市	直接	(25,000) 0 <25,000>	(25,000) 0 <25,000>		(25,000) <25,000>		<0>		<0>	25,000	24 ～ 24	
3	C - 9 - 3	地域コミュニティ集会所緊急整備事業	(白河市) 双石地区 集会所	市	市	直接	(25,000) 0 <25,000>	(25,000) 0 <25,000>		(25,000) <25,000>		<0>		<0>	25,000	24 ～ 24	
4	D - 1 - 1	道路事業(市街地相互の接続道路等) 南町小田川12号線等	(白河市) 葉ノ木平地区 道路	市	市	直接	(90,600) 0 <90,600>	(90,600) 0 <90,600>		(6,000) <6,000>	(67,100) <67,100>	(17,500) <17,500>	(0) <0>	115,000	24 ～ 26		
5	D - 4 - 1	災害公営住宅整備事業(葉ノ木平)	(白河市) 葉ノ木平地区 公営住宅	市	市	直接	(256,358) 0 <256,358>	(256,358) 0 <256,358>		(10,800) <10,800>	(43,393) <43,393>	(202,165) <202,165>	(0) <0>	289,758	24 ～ 27		
6	◆ D - 4 - 1 - 1	震災復興記念公園	(白河市) 葉ノ木平地区 防災公園	市	市	直接	(70,000) 0 <70,000>	(70,000) 0 <70,000>		(7,000) <7,000>	(63,000) <63,000>	(0) <0>	(0) <0>	115,000	24 ～ 27		
7	◆ D - 4 - 1 - 2	市営住宅解体事業(葉ノ木平)	(白河市) 葉ノ木平地区 市営住宅解体	市	市	直接	(21,000) 0 <21,000>	(21,000) 0 <21,000>			(21,000) <21,000>			21,000	25 ～ 25		
8	D - 21 - 1	下水道事業	(白河市) 葉ノ木平地区 下水道	市	市	直接	(0) 20,000 <20,000>				20,000 <20,000>			120,000	25 ～ 27		
						合 計	(513,958) 20,000 <533,958>	(513,958) 20,000 <533,958>	(0) 0 <0>	(99,800) 0 <99,800>	(194,493) 20,000 <214,493>	(219,665) 0 <219,665>	(0) 0 <0>				
						(うち市町村交付分)	(513,958) 20,000 <533,958>	(513,958) 20,000 <533,958>	(0) 0 <0>	(99,800) 0 <99,800>	(194,493) 20,000 <214,493>	(219,665) 0 <219,665>	(0) 0 <0>				
						(うち県交付分)	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>				
						(うち基幹事業)	(422,958) 20,000 <442,958>	(422,958) 20,000 <442,958>	(0) 0 <0>	(92,800) 0 <92,800>	(110,493) 20,000 <130,493>	(219,665) 0 <219,665>	(0) 0 <0>				
						(うち効果促進事業等)	(91,000) 0 <91,000>	(91,000) 0 <91,000>	(0) 0 <0>	(7,000) 0 <7,000>	(84,000) 0 <84,000>	(0) 0 <0>					

都道県名	福島県	担当部局名	市長公室企画政策課	担当者氏名	星 大介
市町村名	白河市	電話番号	0248-22-111(2323)	メールアドレス	kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱列表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」, 効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注5)「全体事業期間」は、平成28年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成28年度以降も含めて記載をする。

(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注7)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(様式1－4)

白河市 復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等

省庁名： 国土交通省

平成25年6月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
4	D - 1 - 1	道路事業(市街地相互の接続道路等) 南町小田川2号線等	(白河市) 葉ノ木平地区 道路	市	市	直接	5/9	(67,100) 0 <67,100>	(67,100) 0 <67,100>	(52,002) 0 <52,002>			
5	D - 4 - 1	災害公営住宅整備事業(葉ノ木平)	(白河市) 葉ノ木平地区 公営住宅	市	市	直接	3/4	(43,393) 0 <43,393>	(43,393) 0 <43,393>	(37,968) 0 <37,968>			
6	◆ D - 4 - 1 - 1	震災復興記念公園	(白河市) 葉ノ木平地区 防災公園	市	市	直接	4/5	(63,000) 0 <63,000>	(63,000) 0 <63,000>	(50,400) 0 <50,400>			
7	◆ D - 4 - 1 - 2	市営住宅解体事業(葉ノ木平)	(白河市) 葉ノ木平地区 市営住宅解体	市	市	直接	4/5	(21,000) 0 <21,000>	(21,000) 0 <21,000>	(16,800) 0 <16,800>			
8	D - ### - 1	下水道事業	(白河市) 葉ノ木平地区 下水道	市	市	直接	1/2	(0) 20,000 <20,000>	(0) 20,000 <20,000>	(0) 15,000 <15,000>			
							合計額	(194,493) 20,000 <214,493>	(194,493) 20,000 <214,493>	(157,170) 15,000 <172,170>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	福島県	担当部局名	市長公室企画政策課	担当者氏名	星 大介
市町村名	白河市	電話番号	0248-22-1111(2323)	メールアドレス	kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。